

(株)坂口製作所 一般事業主行動計画

男女ともに、すべての職員が能力を十分に発揮し働きつづけられるよう、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 2月 1日～令和 12年 1月 31日

2. 内容

目標1 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休暇取得率 80%以上を目指す。

<対策>

- 令和7年4月 社員への調査、検討開始
- 令和7年5月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全社員への周知

目標2 時間外労働を削減し、家庭との仕事と家庭の調和を目指す。

<対策>

- 令和7年6月～ 社内報や紙面張り出しにて短時間勤務制度の周知を行う。
- 令和7年7月～ 社員の業務調整を行い、業務効率化を目指し、定時退勤できる日を週の半分以上を定着させる。